

お試し就農（短期研修）募集！！

まずは、**お試し就農（合計25時間以上／回）**をしてみよう
(分割して体験することも可能)

週末でのお試しもOK

最大3里親まで

最大3回まで

お試し就農促進事業

里親※で就農体験！

補助金：定額**1万円/回（最大3万円）**

対象：独立・自営就農希望者、里親※

※里親とは、県の「新規就農者の里親登録制度」に登録している農家又は農業法人。就農希望者を受け入れ、実践的な研修を実施するとともに、就農後も総合的にサポート。

就農相談

就農相談の流れ

- ・香川県新規就農・農業経営相談センターのHPで里親をチェックしてみよう
- ・香川県新規就農・農業経営相談センターに相談！
- ・ご希望の地域や作物をもとに里親とのマッチングを実施

香川県新規就農・農業経営相談センター 検索



お試し就農

お試し就農促進事業の流れ

- ・県HPから様式をダウンロード。必要事項を記入して農業改良普及センターへ提出
- ・最大3名の里親の下で1～3週間のお試し就農を体験
- ・お試し終了後に報告書を提出



研修

就農

マッチング・就農相談はコチラ

香川県新規就農・農業経営相談センター ☎087-816-3955 高松市仏生山町甲263-1

事業申請・報告はコチラ

東讃農業改良普及センター（さぬき市津田町津田930-2）0879-42-0190

小豆農業改良普及センター（小豆島町池田2519-2）0879-75-0145

中讃農業改良普及センター（善通寺市生野本町1-1-12）0877-62-1022

西讃農業改良普及センター（三豊市豊中町笠田竹田438-1）0875-62-3075

問い合わせ先：どんなことでもご相談ください

香川県農政水産部農業経営課 担い手支援グループ

☎087-832-3406 高松市番町四丁目1-10

かがやくけん、かがわけん。

香川県

就農に向けた支援策

次世代を担う農業者を
目指す方を支援！！

就農相談

就農準備資金

県登録の里親や香川県立農業大学校で研修を受ける場合…

交付額 最大**165**万円／年（原則2年以内）

※研修終了後1年以内に就農しなかった場合や就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合等には、返還となります。

お試し就農

研修

就農

独立就農

主な交付要件

- 就農予定時の年齢が原則**49歳以下**であり、次世代を担う農業者となる強い意欲を有していること
- 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと
- 県が認めた研修機関等で概ね**1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）**研修すること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が**600万円以下**であること
- 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

就農を後押し！

研修終了後の就農パターン

雇用就農（農業法人等へ就農）

- ・農業法人で働き、将来の独立に向けて技術や経営を学ぶことができます。

親元就農

- ・就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農することが必要です。

※原則1年以内に就農

独立・自営就農

独立・自営就農の要件

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。

- ・就農後、5年以内に青年等就農計画の認定を受ける必要があります。

就農後の支援策



経営開始資金

認定新規就農者※に、年間最大**165**万円（最長3年間）の資金を交付

経営発展支援事業(国)

49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者に対する機械・施設の整備、果樹の新植・改植等への支援
3/4以内（事業費上限**1,000**万円※経営開始資金交付対象者は上限500万円）

経営発展支援事業(県)

認定新規就農者等が新たに導入する農業用機械・施設等に対する支援
1/3以内（上限**200**万円）

※交付要件の詳細については、お問い合わせください。